

横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会運営要綱

制 定 平成 24 年 4 月 1 日 健福第 1765 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき、横浜市の地域福祉保健推進に関する事項を総合的に定める横浜市地域福祉保健計画（以下「計画」という。）を策定すること及び策定後の計画の推進状況を評価することを目的とした横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- （1） 計画の策定に関すること。
- （2） 計画の推進に関すること。
- （3） 計画の評価に関すること。
- （4） その他計画の策定・推進・評価に必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- （1） 市民
- （2） 福祉保健活動を行う者
- （3） 社会福祉事業を経営する者
- （4） 学識経験者
- （5） その他市長が必要と認める者

2 前項に掲げる委員の他、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

3 第 1 項(1)の市民委員については、別に定めるところにより公募する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報酬）

第 5 条 委員は、別に定めるところにより報酬を受けるものとする。

（委員長）

第 6 条 委員会に委員長 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長がこれを召集する。

2 委員会の議長は、委員長が務める。

3 委員会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項においても同じ。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

(分科会)

第8条 第2条に掲げる担当事務の事前の調査及び検討を行うため、分科会を置くことができる。

2 分科会は、委員長が指名する委員若干人及び臨時委員をもって組織する。

3 分科会に分科会長一人を置き、分科会の委員及び臨時委員をもって組織する。

4 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

5 第7条の規定は、分科会の会議について準用する。この場合において、同条中の「委員長」とあるのは「分科会長」と、「委員」とあるのは「分科会の委員」と、「臨時委員」とあるのは「分科会の臨時委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 委員長又は分科会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第10条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議（分科会の会議を含む。）については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部または全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第11条 委員会及び分科会の庶務は、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課が処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第7条第1項の規定に関わらず、この要綱施行後、最初の委員会の招集は市長が行う。

3 この要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定に関わらず、平成26年3月31日までとする。

(第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会設置要綱の廃止)

4 第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会設置要綱（平成20年2月4日制定）は、廃止する。

(第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会分科会運営要領の廃止)

5 第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会分科会運営要領（平成20年2月4日制定）は、廃止する。

主な相談先一覧

●基幹相談支援センター

障害のある方の地域の総合相談窓口。住みなれた地域で、その人らしく暮らし続けていくために、障害のある方やその家族などからの相談にお応えします。

区	電話	FAX	区	電話	FAX
鶴見区	580-5066	582-1313	金沢区	784-2719	784-2758
神奈川区	548-4600	548-4653	港北区	534-1214	534-1216
西区	594-7681	594-7682	緑区	929-2292	929-1961
中区	628-1343	628-1344	青葉区	988-0105	985-1588
南区	264-2866	264-2966	都筑区	590-6170	577-1177
港南区	370-7502	370-7503	戸塚区	828-2821	825-3199
保土ヶ谷区	333-8611	334-0462	栄区	890-6601	892-3933
旭区	365-7000	365-7003	泉区	804-6938	804-6972
磯子区	778-6635	778-6595	瀬谷区	274-8300	274-8301

●福祉保健センター 高齢・障害支援課（区役所内）

福祉と保健に関する相談からサービス提供までを一体的に対応できるよう、専門の職員（社会福祉職、保健師）が福祉・保健に関する相談を受け、必要に応じて各担当が支援等を行います。

区	障害者支援担当(電話)	FAX	区	障害者支援担当(電話)	FAX
鶴見区	510-1847	510-1897	金沢区	788-7849	786-8872
神奈川区	411-7114	324-3702	港北区	540-2237	540-2396
西区	320-8417	290-3422	緑区	930-2433	930-2435
中区	224-8165	224-8159	青葉区	978-2453	978-2427
南区	341-1141	341-1144	都筑区	948-2316	948-2490
港南区	847-8459	845-9809	戸塚区	866-8463	881-1755
保土ヶ谷区	334-6384	331-6550	栄区	894-8068	893-3083
旭区	954-6128	955-2675	泉区	800-2485	800-2513
磯子区	750-2416	750-2540	瀬谷区	367-5715	364-2346

●各区社会福祉協議会あんしんセンター

障害のある方や高齢の方を対象に相談を受け、「日常的な金銭管理」や「福祉サービスの利用援助」などを契約に基づき支援する「権利擁護事業（日常生活自立支援事業を含む）」を行っています。

※「権利擁護事業」は、契約能力がある方が対象です。

区	電話	FAX	区	電話	FAX
鶴見区	504-8530	504-8530	金沢区	788-4766	784-9011
神奈川区	311-2045	313-2420	港北区	533-2600	531-9561
西区	450-5298	451-3131	緑区	931-2550	934-4355
中区	680-0551	641-6078	青葉区	972-8836	972-7519
南区	260-2532	251-3264	都筑区	943-4058	943-1863
港南区	849-2788	846-4117	戸塚区	869-3139	862-5890
保土ヶ谷区	332-2797	334-5805	栄区	896-0910	892-8974
旭区	392-1295	392-0222	泉区	802-2295	804-6042
磯子区	751-1567	751-1567	瀬谷区	361-2262	361-2328

●横浜生活あんしんセンター

権利擁護事業（日常生活自立支援事業を含む）、成年後見事業、市民後見人養成・活動支援事業を実施することにより、障害のある方及び高齢の方の権利を擁護し、安心して日常生活を送ることができるよう支援しています。

中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター9階 電話：201-2009 FAX：201-9116

（平成29年3月発行）発行元：横浜生活あんしんセンター 監修：横浜市健康福祉局
協力：横浜市心身障害児者を守る会連盟、横浜市精神障害者家族連合会

障害のある方のご家族、支援者向け

ご存じですか

成年後見制度

このパンフレットは、障害のある方のご家族、支援者向けに

障害のある方が成年後見制度を利用して

どのような生活を送ることができるを例示しています。

障害のある方が自分の望む生活を安心して送ることができるよう

成年後見制度を上手に使うために、このパンフレットを役立てていただければと思います。

ピンク色の「ご存じですか 成年後見制度」パンフレットと

併せてご利用ください。



<目次>

- ★成年後見制度って何? … 1
- ★成年後見制度を利用した方の事例
 - ①家族のサポートで生活しているAさん … 3
 - ②金銭管理や契約が苦手なBさん … 5
 - ③施設に入所しているCさん … 7
- ★成年後見制度のこと、もっと知りたい!! Q&A … 9
- ★主な相談先一覧 <裏表紙>



社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会
横浜生活あんしんセンター

成年後見制度って何？

「自分のことは自分で決める」

障害のあるなしに関わらず、大人になったら、自分のことは自分で決めなければなりません。

それは、**家族がいても同じ**です。

でも・・・皆が自分のことを自分一人で決めて、手続きすることはできるでしょうか。

障害のある方本人の思いを大切にしながら一緒に考え、契約や手続き、財産管理に関わる様々なサポートをしてくれる制度が「**成年後見制度**」です。

成年後見人等は、福祉サービスや入院等の契約、財産管理、本人が十分に理解できないまま結んだ契約の取り消し等を行うことができます。

しかし、成年後見人等は、何でも代わりにできる人ではありません。

できないことが起こった場合は、本人や家族、手伝ってくれる方に協力をお願いします。

「**成年後見人等がいたから、家族の役割がなくなってしまう…**」ことはありません。家族・専門職・地域と一体となって本人を支えます。

こんな時に成年後見人等は必要です

成年後見人等ができないこと

医療や福祉サービスの契約を自分ですることが難しい

大きな買い物や、生活のお金の管理が自分では難しい

言われるまま契約をしてしまい、キャンセルできない

親族の相続を受けることになりそうだ

手術や治療の同意をする

本人の介護や付添いをする

本人の保証人や身元引受人になる

喪主として、本人のお葬式を行う

どんな人が成年後見人等になれるの？

成年後見人等は、本人のためにどのような支援が必要かなどの事情に応じて、本人の支援にふさわしい方を**家庭裁判所**が選びます。成年後見人等は、一人が選任される場合もあれば、複数の成年後見人等が選任される場合もあります。

このような人たちが、成年後見人等に選ばれています。

親族（両親、兄弟など）

弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士などの専門職

社会福祉法人、NPO法人などの法人

成年後見制度（法定後見）を利用するまでの流れ

成年後見制度を利用するためには、家庭裁判所への申立てが必要になります。

※一般的な申立ての流れ及び期間についてお示ししています。状況により、成年後見人等の活動開始までに要する時間が変わることもあります。



類型の違い ※詳しくは「ご存じですか 成年後見制度」の3ページをご覧ください。

家庭裁判所が、本人の状態を医師の診断書等で判断し、3つの枠組みのいずれかに決めます。

<p>補助類型（補助人）</p> <p>※重要な契約や、お金の管理は本人一人でするかもしれないが、誰かに手伝ってもらう方が安心</p>	<p>保佐類型（保佐人）</p> <p>※重要な契約や、多額のお金の管理をすることが本人一人では難しいので、誰かに手伝って欲しい</p>	<p>後見類型（成年後見人）</p> <p>※契約の内容が分からない、お金の管理が難しいので、誰かに代わって欲しい</p>	
高い	判断能力		低い

用語の紹介

次のページからは、専門的な言葉が出てきますので、一部を紹介します。

- ・計画相談支援…障害福祉サービス等を利用される方を対象に、生活全体を見通したサービス等利用計画（案）の作成と、サービス利用開始後に継続的に行う支援（モニタリング）によって、障害のある方が希望する地域生活の実現に向けた支援を行います。
- ・基幹相談支援センター…障害のある方の地域の総合相談窓口として、障害福祉サービスの利用及び障害の診断等の有無に関わらず、障害のある方や家族などからの相談にお応えする機関です。

家族のサポートで生活しているAさん

Aさん…お父さんやお母さんがいつかなくなった時、代わりに私の面倒を見てくれる人はいるのかな？
 両親…二人とも高齢で、今後Aのことを支えきれなくなった時が不安。自分たちの代わりにちゃんとAのことを分かって、支えてくれる人はいるだろうか。



Aさんについて

年齢・性別	45歳・女性
生活	自宅で両親と3人暮らし
福祉サービスの利用状況	就労継続支援B型（作業所）週3日
手帳など	愛の手帳B1
親族状況	父親（75歳）、母親（73歳）。兄弟姉妹はいない。

成年後見人等の選任までの経過

- Aさんは特別支援学校卒業後、作業所に通所し、休みの日は両親と一緒に外出するなどして過ごしています。両親の見守りのもと、自分の身の回りのことはできています。
- 先日、父親が入院し、介護が必要になりました。母親がAさんの支援に加え、父親の介護なども併せて行うことになりましたが、母親も高齢であり、十分な支援ができません。Aさんが楽しみにしている外出もあまりできなくなりました。両親は、このまま2人とも入院や介護が必要となった場合、Aさんがどうなるのか不安になりました。
- 母親が、父親のことで相談している地域包括支援センターに悩みを相談したところ、金銭管理だけでなく、サービスの利用契約やAさんの見守りなどでもできる成年後見制度の利用を勧められ、申立てを行いました。
- 家庭裁判所の審判を受け、Aさんには保佐人が選任されました。

Aさんの収支状況

○月額収支

収入		支出	
障害年金	約 65,000 円	生活費は全て、両親の年金でまかなわれているため、支出なし。 (P.9 Q&A の①参照)	
工賃	約 15,000 円		
合計	約 80,000 円	合計	0 円

○貯金 20,000,000 円

※Aさんの年金は、将来のことを考え、貯金している。

成年後見人等がつくとどうなる？

保佐人選任後の話合い



話し合った人…Aさん、両親、保佐人
 地域包括支援センター職員
 就労継続B型職員
 計画相談支援の相談員

決めたこと

- ・月1回、保佐人がAさん宅を訪問する
- ・生活費は、今までどおり両親の年金から出す
- ・福祉サービスは、様子を見て追加する

6か月後 生活状況確認のための話合い



話し合った人…Aさん、両親、保佐人
 計画相談支援の相談員

決めたこと

- ・ガイドヘルパーの利用を調整する
- ・外出する時の交通費やお小遣いは、Aさんの貯金や年金から支払う

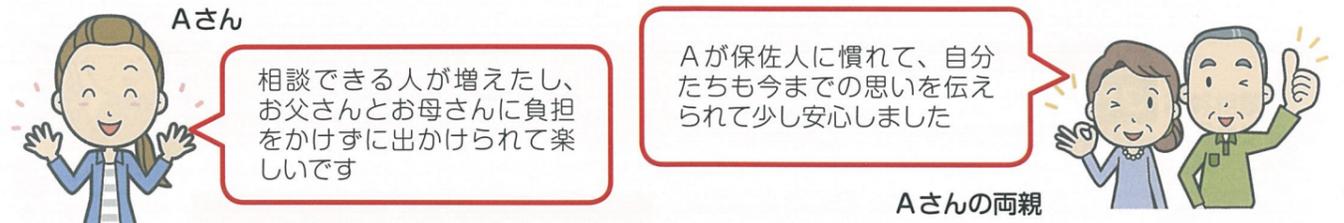
9か月後 支援の見直し



話し合った人…Aさん、両親、保佐人
 計画相談支援の相談員

決めたこと

- ・外出はAさんも楽しみにしているので、このまま続ける
- ・ガイドヘルパーが変更になるときは、事業所と対応を検討する



1年後のAさんの収支状況

収入：障害年金 約 65,000 円 支出：外出時の交通費、小遣い 20,000 円
 工賃 約 15,000 円

※その他、家庭裁判所が保佐人の活動内容に応じて、報酬を決めます。(P.9 Q&A の②参照)

金銭管理や契約が苦手なBさん

Bさん…自分で分からないことは手伝って欲しいけれど、
普段の買い物は自分で好きなようにやりたいな。
(P.9 Q&A の③参照)

妹…兄さん (Bさん) が心配だが、自分の家族の
こともあり、様子を見に行くことも難しいわ。
滞納やトラブルがないようにして欲しいな。



Bさんの妹



Bさん

Bさんについて

年齢・性別	62歳・男性
生活	自宅(戸建の持家)で一人暮らし
福祉サービスの利用状況	ホームヘルパー週3日 デイケア週4日
手帳など	精神保健福祉手帳2級 障害支援区分2
親族状況	両親は他界。 隣県に妹(59歳)家族が住んでおり、月に1回程度、妹が本人の家を訪問して様子を伺っている。

成年後見人等の選任までの経過

- Bさんは気分が波があり、気分が落ち込むと、不安から電話の勧誘や訪問販売業者と話し込んでしまうことがあります。また、郵便物の確認や管理が苦手で、内容を見ずにため込むことが多いものの、妹や支援者のサポートもあり、一人暮らしを続けています。
- 先日、不安感から健康食品の訪問販売業者と高額商品を契約してしまいました。妹が解約しようとしてもうまくいかず、その他に光熱水費の滞納があることも発覚しました。Bさんは、日常的な金銭管理は誰かのサポートがあれば行えますが、計画的な金銭管理や契約に関わることは一人で行えず、妹と共に困っていました。
- Bさんと妹で、障害者の地域の総合相談窓口である基幹相談支援センターに相談したところ、今後同じことが起こらないように、成年後見制度の利用を勧められました。
- 家庭裁判所の審判を受け、Bさんには保佐人が選任されました。

Bさんの収支状況

○月額収支

収入		支出	
障害年金	約 65,000 円	食費、日用品費	75,000 円
生活保護(生活扶助) ※医療扶助は現物支給	約 35,000 円	光熱水費	15,000 円
		電話代	10,000 円
合計	100,000 円	合計	100,000 円

- 滞納 50,000 円(光熱水費)
- 貯金 150,000 円 (P.9 Q&A の④参照)

成年後見人等がつくとどうなる?

保佐人選任後の話し合い

今までどおりに、自由に暮らせるかな…



Bさん

Bさんの希望を聞きながら一緒にやっていくので安心してください



保佐人

話し合った人…Bさん、妹、保佐人
基幹相談支援センター職員
デイケア職員、生活保護担当
計画相談支援の相談員

決めたこと

- ・月2回Bさん宅を保佐人が訪問する
- ・保佐人がBさんの滞納を整理する
- ・妹は、Bさんの病状に変化があった場合に対応する

6か月後 契約についての話し合い

勧められてスマートフォンを契約したけれど、毎月こんなに支払えないよ…



Bさん



保佐人

大丈夫ですよ。契約を取り消しましょう

話し合った人…Bさん、保佐人
計画相談支援の相談員

決めたこと

- ・スマートフォンの契約は、保佐人がBさんの代理人として契約を取り消す
- ・一定金額以上の契約をしたい時は、保佐人に相談する

10か月後 体調に変化があった時

兄さんが入院することになって…



Bさんの妹

生活保護担当の方から聞きました。役割分担しましょう



保佐人

話し合った人…Bさん、妹、保佐人

決めたこと

- ・入院に関わる支払いや契約は保佐人が行う
- ・Bさんの保証人は妹が担当する
- ・治療の説明はBさんと妹が受けて同意し、必要に応じて保佐人も立ち会う



Bさん

何かあった時以外でも、相談できる相手が増えたので良かった。毎日の買い物は好きにできるし、これからは自由に過ごしたいよ

Bさんについての話し合いの時に、一緒に考えて、助言もしてくれる人が増えて心強いです



基幹相談支援センター職員

1年後のBさんの収支状況

収入：障害年金	約 65,000 円	支出：食費、日用品費	70,000 円
生活保護(生活扶助)	約 35,000 円	光熱水費	13,000 円
		電話代	10,000 円

- ※滞納は対応終了。
- ※その他、家庭裁判所が保佐人の活動内容に応じて、報酬を取り決めます。(P.9 Q&A の②参照)

施設に入所しているCさん

Cさん…お父さんが亡くなってさみしいな。
 家族…今まで家族で何の問題もなく手続きができたのに、
 なぜこのような制度が必要なの？



Cさんの母、兄、姉



Cさん

Cさんについて

年齢・性別	50歳・女性
生活	10年前より施設入所中
福祉サービスの利用状況	施設入所支援 週7日 生活介護 週5日
手帳など	愛の手帳A2 障害支援区分5
親族状況	父親は他界。 母親(80歳)は自宅で介護福祉サービスを利用して一人暮らし。 兄(56歳)、姉(52歳)は市内在住。

成年後見人等の専任までの経過

- Cさんは日常生活において多くの介助を必要とします。両親と3人で生活していましたが、両親が介護を必要とするようになったため、10年前から施設に入所しています。兄と姉が市内に住んでいますが、仕事が忙しく、Cさんのところへあまり行くことができません。**施設の入所契約や入所費の支払いは兄、姉が行っています(P.10 Q&Aの⑤参照)**が、トラブルになったことは一度もありません。
- 父親の遺産相続のため、母親、兄、姉が銀行に相談に行ったところ、Cさんに知的障害があり、判断能力が十分でないのであれば、**親族がCさんの代わりに相続手続きを行うことはできず(P.10 Q&Aの⑥参照)**、成年後見制度の利用が必要と言われてしまいました。
- 兄、姉は**福祉保健センター(区役所)**で成年後見制度の説明を受けて申立てを行いました。
- 家庭裁判所の審判を受け、Cさんには**成年後見人**が選任されました。

Cさんの収支状況

○月額収支

収入		支出	
障害年金	81,000円	食費、光熱水費	47,000円
		日用品費	5,000円
		小遣い	4,000円
合計	81,000円	合計	56,000円

○貯金 1,000,000円

成年後見人等がつくとどうなる？

成年後見人選任後の話合い



話し合った人…Cさん、母親、兄、姉、成年後見人

決めたこと

- ・成年後見人は、Cさんの代理人として、父親の相続の手続きを行う
- ・Cさんが入所している施設に、成年後見人が月1回訪問する

3か月後 本人との話合い



話し合った人…Cさん、成年後見人、施設職員
計画相談支援の相談員

決めたこと

- ・成年後見人が母親と会った後に、母親の様子をCさんに伝える
- ・施設で行う話合いに、成年後見人も参加する

9か月後 家族との話合い



話し合った人…母親、兄、姉、成年後見人

決めたこと

- ・成年後見人が施設への定期訪問や、話し合いへの参加を通して得たCさんの生活や思いを家族へ伝える
- ・成年後見人の話を聞いて家族が気になったことは、家族から施設に連絡する



お母さんのことをいつも教えてくれて、嬉しいな

お金(相続)のことだけではなく、問題が解決した後も、Cのふだんの暮らしに関わってくれて安心です

1年後のCさんの収支状況

収入：障害年金	81,000円	支出：食費、光熱水費	47,000円
		日用品費	5,000円
		小遣い	8,000円

※その他、家庭裁判所が成年後見人の活動内容に応じて、報酬を取り決めます。(P.9 Q&Aの②参照)

◆ お金のことについて知りたい

① 本人に関する費用はどこから支出するの?

⇒成年後見人等の報酬や、手続き、訪問等で発生した交通費など、本人に関わる費用は、本人の収入内から負担することになります。

本人の収入や支出が、家族の中でまとめて管理されている場合は、今後の生活費や本人に関わる費用の分担を話し合う必要があります。

② 成年後見人等の報酬は、いくらぐらいかかるの?

⇒成年後見人等への報酬は、本人に行った支援内容及び本人の資産等から適切と思われる金額を家庭裁判所で判断し決定するように、法律で定められています。

基本的には、本人の類型を問わず、月額2万円が成年後見人等の報酬として発生します。その他、本人の資産が高額な場合(おおむね1,000万円以上)や、遺産分割の手続きや不動産の売却など、本人のために特別な手続きをした場合は、報酬が増額になります。

③ 成年後見人等がつくと普段の買い物まで自由にできなくなるの?

⇒成年後見人等は、本人の収支が破たんしないように、本人と話し合いながら金銭管理を行います。

しかし、日用品の購入等は、自己決定権を尊重するという視点から、本人の判断に委ねられるため、原則、類型に関わらず普段の買い物を成年後見人等が制限することはありません。

成年後見人の場合、日常的な金銭管理を除く財産に関する全ての法律行為を行います。保佐人、補助人の場合は、申立時に、通帳からの金銭の引き出し、取引や契約などの法律行為をどこまで代わりに手続き等を実施するか本人と相談し、代理権を設定します。これを踏まえて、保佐人や補助人が、代理権の範囲で、金銭の出納等の事務を行います。なお、代理権は、必要に応じて後から追加することや外すことも可能です。

④ 収入は障害者年金や、生活保護費しかないけれど、成年後見人等への費用は支払えるだろうか?

⇒成年後見人等への報酬額は家庭裁判所が決めます。報酬は、本人の財産の中から支払うこととなりますが、報酬の負担が困難な方には、横浜市から費用の全部又は一部の助成を受けることができます。(成年後見制度利用支援事業)



生活保護を受給されている方のほか、単身世帯の場合は、収入見込額が年額150万円以下、かつ資産(預貯金など)が350万円以下の方等が対象となります。

助成の上限は、施設入所の場合で1か月あたり1万8,000円、在宅の場合は2万8,000円となります。

※詳しくは福祉保健センター(区役所)にお問合せください。

◆ 家族との違いについて知りたい

⑤ 今まで契約や支払いは、家族が問題なくできていたのに…

⇒法律上、本人の資産は本人のものであるため、20歳を超えた時に本人が金銭管理や契約ができない場合は、代理権を持つ成年後見人等しか金銭管理や契約を行うことができません。

⑥ 相続の手続きは家族が代わりにできないの?

⇒相続人の中で誰か1人でも判断能力が不十分である場合、相続の手続きを行うことができません。

⑤と⑥のような時のためにも
成年後見制度の利用が必要です。



◆ 他にも、もっと知りたい

⑦ 成年後見制度を利用する準備は、いつからすれば良いの?

⇒成年後見人等の申立から選任までには、必要な書類を用意することはもちろん、どのような成年後見人等が本人にとって適正かを見極める必要があります。時間もかかります。

また、障害のある方は、成年後見人等との付き合いも長くなることが予想されます。家族が元気なうちから成年後見人等と役割分担しながら本人を見守ることや、これまでの本人の生活の様子や思いなどを成年後見人等に伝え、本人のことを理解してもらうことも大切ではないでしょうか。

「成年後見制度がいつか必要かもしれない」と思ったタイミングで、できる限り早めに準備を進めておくことをお勧めします。

⑧ 成年後見制度以外にもいろいろと相談したい!

⇒相談内容に応じて、裏表紙の「主な相談先」にご連絡ください。

成年後見人等の申立ては、本人の人生に関わる大きな節目になります。分からないことは裏表紙の相談先に相談してみましよう。

